

第9回新型インフルエンザ等対策本部会議

令和3年1月8日

【決定確認事項】

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、1都3県に新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発令されたことから、町が現在実施している1月17日までの公有施設の一部休館、利用制限等の実施を2月7日まで延長する。
- ・町においても依然として感染者が増加していることから、不要不急の外出、特に午後8時以降の外出を控えるよう周知する。
- ・各地区集会所使用者や自主サークルグループ等に対して施設利用にあたっての感染対策の周知を図る。
- ・町内各施設で実施している町主催の各種事業については、感染防止策の徹底を十分図ったうえで実施する。